

(別紙)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

1 一般廃棄物処理施設の技術上の基準の追加

(1) 焼却施設に係る要件

焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を含む。）において、固形燃料を焼却する場合の要件を次のとおり新たに追加する。

固形燃料を受け入れる場合は、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること。

固形燃料を保管する場合は、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(イ) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。

(ロ) 常時換気することができる構造であること

(ハ) 散水装置、消火栓その他の消火設備が備えられていること。

固形燃料をサイロその他の閉鎖された空間に保管する保管設備（に掲げる場合を除く。）にあつては の規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

(イ) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ロ) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が備えられていること。

固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるときは、 の規定の例によるほか、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(イ) 固形燃料の表面温度を監視するための装置が設けられていること。

(ロ) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるときは、 の規定の例にかかわらず、次の要件を備えた保管施設が設けられていること。

(イ) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。

(ロ) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱が蓄積することを防止

するために必要な措置が講じられていること。

- (ハ) 連続的に固形燃料を保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合はこの限りではない。
- (ニ) 保管設備内の温度、一酸化炭素濃度その他保管施設を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (ホ) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

(2) 破砕施設に係る要件

破砕施設の要件に、新たに投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するための措置が講じられていることを追加する。

(3) 固形燃料化施設に係る要件

固形燃料化施設の要件を次のとおり新たに追加する。

破砕設備にあっては、次の要件を備えていること

- (イ) 投入する廃棄物に破砕及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するための措置が講じられていること。

- (ロ) 爆発による被害を防止するために防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他の必要な措置が講じられていること。

乾燥設備にあっては、次の要件を備えていること。

- (イ) 乾燥室出口の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (ロ) 乾燥した廃棄物中の乾燥状態を連続的に監視するための装置が設けられていること。

廃棄物に薬剤を添加する場合、薬剤添加設備にあっては、廃棄物と薬剤を十分に混合することができるものであること。

次の要件を備えた成形設備が設けられていること。

- (イ) 定量ずつ連続的に廃棄物を成形設備に投入できる供給装置が設けられていること。
- (ロ) 固形燃料として必要な大きさ形状及び硬さに成形できるもので

あること。

- (ハ) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素濃度を連続的に測定するための装置が備えられていること。

次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。

- (イ) 固形燃料の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。
- (ロ) 冷却設備入口及び出口の空気の温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。
- (ハ) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。

固形燃料を保管することができる保管設備を設ける場合にあっては(1)の から の規定の例によること。

2 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準の追加

(1) 焼却施設に係る要件

焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を含む。)において、固形燃料を焼却する場合の要件を次のとおり新たに追加する。

固形燃料の受入設備にあっては固形燃料が湿潤しないように必要な措置を講ずること。

固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては次のとおりとする

- (イ) 固形燃料の性状が基準(水分:10%以下、温度:外気温度を大きく上回らない)に適合していることを測定により確認し、かつ、記録すること。
- (ロ) 固形燃料の外観を目視により監視し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。

搬入しようとする固形燃料の性状が(イ)又は(ロ)の規定に適合しない場合は、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。

固形燃料を保管施設から搬出しようとする場合にあっては、 の規定の例によること。

搬出しようとする固形燃料の性状が の規定で準用する(イ)又は(ロ)の基準に適合しない場合は、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。

受け入れた固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目の測定を行い、かつ、記録すること。

固形燃料を保管する場合にあっては、次のとおりとする。

- (イ) 固形燃料が湿潤しないように必要な措置を講ずること。
- (ロ) 保管設備内を常時換気すること。
- (ハ) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること。

固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (イ) 複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当の間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。
- (ロ) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること。
- (ハ) 測定した温度が、容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。

固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（に掲げる場合を除く。）にあっては、の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (イ) 保管設備内の温度及び一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (ロ) 測定した温度及び濃度が、保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるときは、の規定（ハ）を除く。）の例によるほか、次のとおりとする。

- (イ) 保管設備内を定期的に清掃すること。
- (ロ) 保管した固形燃料のかくはんその他の異常な温度の上昇を防止するために必要な措置を講ずること。
- (ハ) 固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。
- (ニ) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (ホ) 監視又は測定した温度については、保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるときは、の規定の例にかかわらず、次のとおりとする。

- (イ) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。
- (ロ) 保管設備内を定期的に清掃すること。
- (ハ) 固形燃料の酸化による発熱又は蓄熱を防止するために必要な措置を

講ずること。

- (ニ) 連続的に固形燃料を保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合はこの限りではない。
- (ホ) 保管設備内の温度、一酸化炭素濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (ハ) 測定した温度又は濃度については、保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

(2) 破碎施設に係る要件

破碎施設に係る要件に、投入する廃棄物に破碎に適さない廃棄物が含まれていないことを連続的に監視することを新たに追加する。

(3) 固形燃料化施設に係る要件

固形燃料化施設の要件を次のとおり新たに追加する。

受入設備にあつては、廃棄物の性状が均一となるよう必要な措置を講ずること。

破碎設備にあつては、投入する廃棄物に破碎及び固形燃料化に適さない廃棄物が含まれていないことを連続的に監視すること。

乾燥設備にあつては、次のとおりとする。

- (イ) 乾燥室の出口の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (ロ) 乾燥させた廃棄物中の乾燥状態を連続的に監視すること。
- (ハ) 乾燥設備内に廃棄物が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために散水その他の必要な措置を講ずること。
- (ニ) 排ガスに係る管路を定期的に清掃すること。
- (ホ) 測定した温度及び監視した乾燥状態については、乾燥設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

薬剤添加設備にあつては、投入した廃棄物と薬剤を均一に混合すること。

成形設備にあつては、次のとおりとすること。

- (イ) 運転を開始する場合には、成形設備内の塵を除去すること。
- (ロ) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。
- (ハ) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さとなるよう成形すること。
- (ニ) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素濃度を連続的に測定すること。

(ホ) 測定した温度又は濃度については、成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。

冷却設備にあっては、次のとおりとすること。

(イ) 固形燃料の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。

(ロ) 冷却設備入口及び出口の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(ハ) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素濃度を連続的に測定すること。

(ニ) 冷却設備内に固形燃料が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。

(ホ) 測定した温度又は濃度については、冷却設備を管理する上で適切な数値になっていることを確認すること。

固形燃料の保管設備にあっては(1) から の規定の例によること。

製造した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目の測定を行い、かつ、記録すること。

3 一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める記録事項の追加焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を含む。）に係る記録事項について、2において追加された温度等の測定状況及び清掃状況に関する事項を追加する。

4 既存施設の取扱い（経過措置）

(1) 新設の施設

施行日から適用する。

(2) 既存施設

構造基準の改正規定のすべて及び維持管理基準のうち一部の規定については、施設に何らかの構造物の設置を義務付けることとために設備投資や改造工事に要する時間を手当する必要があることから、平成16年11月1日から平成18年10月31日までの2年間経過措置を設けた。

5 その他所要の措置